

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人仕事の引出しという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区松原6丁目34番9号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、おおむね10代後半から30代を中心とした、種々の理由により就労・就業による社会参加に不安を抱える若者に対し、適応可能な労働環境を整備、提供し、前述の若者間で仕事を引出す、もしくは地域コミュニティ・高齢者と若者間とのパートナーシップで仕事を引出すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①医師への文献デリバリーサービス (Circuit Rider Librarian) を通しての就労支援
- ②植栽技能訓練 (具体的には造園技能士の資格取得を目指す)
- ③当特定非営利活動法人認知向上のためのホームページ制作の補助業務
- ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会をしようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届が提出されたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、この者を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反もしくは背反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事8名
 - (2) 監事1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含ま

れ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員のうち、その総数の3分の1以下の範囲内の者は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長およびその他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会員の除名

(5) 事業計画および収支予算ならびにその変更

(6) 事業報告および収支決算

(7) 役員の選任または解任、職務および報酬

(8) 入会金および会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織および運営

(13) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条4項4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号および2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項規定の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(評決権等)

第28条 各正会員の評決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号および第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者ある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条4項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第36条 各理事の評決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって

表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項および第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数および出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、捺印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第 41 条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 43 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の承認の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11項第3項に掲げる者の中から選定し、総会において議決したものへ譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

【附則】

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の成立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	黒 岩	誠
副理事長	木 村	淳 子
理 事	大 野	章
同	押 田	いく子
同	所	英 明
同	高 下	梓
同	山 田	吉 隆
同	間 宮	盛 人
監 事	佐々木	敏 夫

3 この法人の成立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年6月30日とする。

4 この法人の成立当初の事業計画および予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところ

によるものとする。

5 この法人の成立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日とする。

6 この法人の成立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 正会員入会金 | 0 円 |
| 正会員年会費 | 12,000 円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0 円 |
| 賛助会員年会費 | 1,000 円（個人は 1 口、法人は 10 口から） |